

小和田地区地域包括支援センター青空 運営規程  
指定介護予防支援事業 第1号介護予防支援事業

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人翔の会が開設する小和田地区地域包括支援センター青空（以下、「事業所」という）は、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定介護予防支援及び第1号介護予防支援（以下、「介護予防支援等」という）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の各専門職は、利用者が可能な限り居宅において、自身の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して介護予防支援等を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

3 事業の運営にあたって、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供できるよう、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士とその他の職員の連携により、総合的且つ包括的に提供するよう努める。また、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの十分な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 小和田地区地域包括支援センター青空
- 2 所在地 茅ヶ崎市小和田三丁目2番44号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 管理者 1名（常勤兼務）

事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。

2 保健師 1名以上

保健師は、介護予防サービス計画の策定業務にあたる。

3 社会福祉士 1名以上

社会福祉士は、介護予防サービス計画の策定業務にあたる。

4 主任介護支援専門員 1名以上

主任介護支援専門員は、介護予防サービス計画の策定業務にあたる。

5 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、介護予防サービス計画の策定業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 この事業は、毎週月曜日から土曜日迄とする。(ただし、12月29日から1月3日は除く。)

- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時迄とする。  
(ただし、電話等により24時間連絡可能な体制をとる。)

(介護予防支援等の提供方法、内容、利用料等)

第6条 介護予防支援等の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行う。その内容は次の通りとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 介護予防プラン作成の委託
- (3) 保険請求及び給付管理
- (4) 利用者が介護予防サービス計画に基づく指定介護予防等が受けられるよう指定介護予防事業者等との連絡調整を行う。
- (5) 利用者が介護保険指定施設へ入所を要する場合は、介護保険指定施設を紹介する。
- (6) サービス調整会議ならびに担当者会議を開催する。
- (7) 介護予防支援等を提供した場合の利用料は、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである場合を除き、厚生労働大臣及び茅ヶ崎市長の定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 指定介護予防支援事業の実施地域は次の通りとする。  
茅ヶ崎市小和田地区

(秘密保持)

第8条 事業所の各専門職とその他の職員は、茅ヶ崎市、神奈川県個人情報保護条例を遵守し、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(苦情処理)

第9条 提供した介護予防支援等に関する利用者からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第10条 利用者に対する介護予防支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場

合は、速やかに損害賠償を行う。また、想定される賠償すべき事故を担保する適切な損害賠償保険に加入する。

(地域防災)

第11条 地震、災害時の地域連携を次のように構築する。

- (1) 地域支援の拠点として、関係機関、地域自治会等との連携体制を作り、一人暮らし高齢者の把握、避難等の支援体制を構築する。
- (2) 広域避難場所、地域防災拠点等の周知を行い、一人暮らし高齢者の防災意識を高める。

(職員の研修)

第12条 法人は職員の資質向上を図るため次の研修を行う。

- (1) 採用時研修 採用時2ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- (3) 法人全体研修 年1回以上

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第15条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。

- 2 事業所の運営規程の概要、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士とその他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等は、利用者に対し特定の指定介護予防事業者等によるサービスの強要又は、当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 4 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、介護予防サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定介護予防支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存する。

附則

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2014年10月1日から施行する。
- 3 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、2020年11月30日から施行する。
- 6 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、2022年12月1日から施行する。
- 8 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、2024年4月1日から施行する。